第十七条第一項を次のように改める。

特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十一第一項第二号中「第二条」とあるのは、「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

第十七条第二項中「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加え、「、第十九条の二、第十九条の三」を削る。

第二十九条第二項中「に関する書類に添付する」を「においてファイルに記録する」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

2　前項の財産明細表は、電磁的記録をもつて作成し、又は提出することができる。

第四十条の前の見出し中「競落期日」を「意見陳述期間等」に改め、同条中「競落期日は裁判所」を「第五十条において読み替えて準用する民事執行法第七十条第一項の規定により意見を陳述すべき期間（次条及び第四十三条において「意見陳述期間」という。）及び第五十条において読み替えて準用する同法第六十九条第一項の決定をする日（次条において「競落決定日」という。）は裁判所書記官」に改める。

第四十一条中「競落期日」を「意見陳述期間、競落決定日」に改める。

第四十二条に次の一項を加える。

4　前項の調書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第四十三条第一項中「競落期日」を「意見陳述期間の満了の日」に改め、同条第二項を削る。

第五十条中「第六十六条、第七十条」を「第六十六条、第七十条第一項」に、「第七十八条第一項から第四項まで」を「第七十八条第一項から第五項まで」に、「第六十九条（見出しを含む。）、第七十条並びに第七十二条第一項及び第二項中「売却決定期日」とあるのは「競落期日」と、同法第六十九条、第七十条（見出しを含む。）及び」を「第六十九条の見出し中「売却決定」とあるのは「競落決定」と、同条第一項、同法第七十条の見出し及び同条第一項、同法」に改め、「第七十一条第六号」の下に「及び第七十二条第二項」を加え、「及び第五項」を「、第四項及び第六項」に改め、「競落の」と」の下に「、同法第七十条第二項中「第六十四条第四項の規定により指定された期間」とあるのは「企業担保法第四十条の規定により定められた期間」と」を加え、「物件明細書」を「電子物件明細書」に改め、「財産明細表」と」の下に「、同法第七十二条第一項中「売却の許可」とあるのは「競落の許可」と」を加える。

第五十一条の二中「競落期日の終わりに至るまで」を「競落の許可又は不許可の決定まで」に改める。

第五十四条第一項中「配当表」を「電子配当表（次条において準用する民事執行法第八十五条第三項に規定する電子配当表であつて、同条第五項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）」に改め、同項各号中「まつ消」を「抹消」に改める。

第五十五条中「、第八十五条、第八十六条第一項」を「から第八十六条まで、第八十六条の二第一項」に改める。

別表を削る。

第二節　企業担保法の一部改正に伴う経過措置

（実行手続の費用額等の確定手続に関する経過措置）

第六十八条　改正後企業担保法第十七条第一項において準用する民事訴訟法（以下この節において「準用民事訴訟法」という。）第七十一条第二項及び改正後企業担保法第十七条第二項において準用する改正後民事執行法第四十二条第五項の規定は、施行日以後に開始される企業担保権の実行の事件（以下この節において「改正後企業担保権実行事件」という。）における実行手続の費用の負担の額又は返還すべき金銭の額を定める申立てについて、適用する。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第六十九条　準用民事訴訟法第九十一条の三の規定は、改正後企業担保権実行事件に関する事項の証明について適用し、施行日前に開始された企業担保権の実行の事件（以下この節において「改正前企業担保権実行事件」という。）に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（期日の呼出しに関する経過措置）

第七十条　準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後企業担保権実行事件における期日の呼出しについて適用し、改正前企業担保権実行事件における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第七十一条　準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後企業担保権実行事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第七十二条　準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後企業担保権実行事件における公示送達について適用し、改正前企業担保権実行事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第七十三条　準用民事訴訟法第一編第七章の規定は、改正後企業担保権実行事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前企業担保権実行事件における第六十七条の規定による改正前の企業担保法第十七条第二項において準用する改正前民事執行法第十九条の二第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置）

第七十四条　準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後企業担保権実行事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前企業担保権実行事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

（口頭弁論調書に関する経過措置）

第七十五条　準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後企業担保権実行事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前企業担保権実行事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2　準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後企業担保権実行事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前企業担保権実行事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

第七十六条　準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百十五条第二項（準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後企業担保権実行事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第七十七条　準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後企業担保権実行事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前企業担保権実行事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（電子決定書の作成に関する経過措置）

第七十八条　準用民事訴訟法第百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後企業担保権実行事件における電子決定書（準用民事訴訟法第百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。）の作成について適用し、改正前企業担保権実行事件における決定書の作成については、なお従前の例による。